

株主優待制度約款

(目的)

第1条 東京テアトル株式会社(以下「当社」といいます。)の株主優待制度に関する事項は、本約款に定めるところによります。

(定義)

第2条

本約款に用いる次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところとします。

- (1) 株主ご優待サービス(以下「本サービス」といいます。) 当社がご優待対象株主に対し提供する、映画ご招待サービス(以下「ご招待サービス」といいます。)、割引サービス等の総称をいいます。
- (2) 優待対象株主(以下「対象株主」といいます。) 当社株主のうち、3月31日現在または9月30日現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含みます。以下同じ。)に記載された単元株主(100株以上ご所有)であり、第9条の利用停止措置を受けていない方をいいます。
- (3) ご家族 ①対象株主が個人である場合、対象株主の親族(民法上の親族の範囲)をいいます。 ②対象株主が法人である場合、当該法人の役職員をいいます。
- (4) ご同伴者 本サービスで映画館をご利用される際に、対象株主またはご家族と共に映画をご鑑賞される方をいいます。
- (5) 株主ご優待綴 当社が対象株主に対して発行する綴で、映画ご招待券が綴じられ、表紙に提示割引証が印刷されたものをいいます。
- (6) 映画ご招待券 株主ご優待綴に綴じられたご招待サービスのご利用権を表章する引換券であり、対象株主の株主番号および有効期間が記載されたものをいいます。
- (7) 提示割引証 株主ご優待綴の表紙に印刷された割引サービスのご利用権を表章する証書であり、有効期間が記載されたものをいいます。
- (8) 株主ご優待対象施設(以下「対象施設」といいます。) 本サービスを提供する施設で、「株主優待のご案内」に記載するのとおりとします。なお、映画ご招待券または提示割引証の有効期間中に対象施設の範囲が変更される場合があります。
- (9) 対象映画館 当社が運営するテアトルシネマグループの映画館で、ご招待サービスや割引サービスが適用される映画館をいいます。
- (10) 通常料金興行 一般料金が2,000円の興行をいいます。
- (11) 特別料金興行 一般料金が2,000円ではない興行をいいます。

(本サービスの趣旨)

- 第3条 本サービスは、対象株主およびご家族に、営業に支障のない範囲においてご利用いただくことにより、当社および当社グループ会社の事業活動へのご理解を一層深めていただくことをその趣旨とします。
2. 本サービスを利用する権利を有償譲渡することは、前項の趣旨に反するものであり、とりわけご招待サービスを利用する権利を有償譲渡することはそれにより有料興行においてサービスを提供する配給会社・興行会社が本来取得すべき対価を得られないことになり映画興行の健全な市場形成を阻害し株主共同の利益を害するもので、株主ご優待綴または対象映画館のチケット窓口で引換えたチケットを有償譲渡することはできないものとします。
3. 対象株主、ご家族、対象株主またはご家族のご同伴者は、第1項の趣旨に基づき、本サービスの利用に際して、迷惑行為等営業に支障が生じる行為を行わないものとします。

(株主ご優待綴の発行)

- 第4条 当社は、3月31日現在の対象株主に対しては7月中旬に、また9月30日現在の対象株主に対しては翌年1月中旬に、株主ご優待綴をそれぞれ発行します。
2. 対象株主は、ご家族に限らず、本約款を了承せしめたくて、株主ご優待綴を無償で譲渡することができるものとします。
3. 株主ご優待綴の譲渡に係るトラブルについては、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 株主ご優待綴は、原則として再発行しないものとします。
5. 有効期間内で使用しなくなった株主ご優待綴について、当社は、買取、補償その他何らの義務も負わないものとします。
6. 対象株主が有効期間終了または本サービスを利用しないことが明らかである場合であっても、当社は本サービスの提供以外の利益の供与は行いません。

(無効映画ご招待券、無効提示割引証)

- 第5条 次の映画ご招待券は、無効とします。
- (1) 映画ご招待券が株主ご優待綴から切り離されたもの
 - (2) 株主ご優待綴に対象株主の住所・氏名・所有株式数・株主番号が、映画ご招待券に有効期間(指定期月)および対象株主の株主番号が記載されていないもの
 - (3) 株主ご優待綴に記載された対象株主の住所・氏名・所有株式数・株主番号や、映画ご招待券に記載された有効期間(指定期月)・株主番号が、抹消もしくは改竄されているもの、または汚損・破損のため判読できないもの
 - (4) 映画ご招待券に記載された有効期間(指定期月)が開始前のもまたは終了したものの
 - (5) 当社により発行されたものでないもの
2. 次の提示割引証は、無効とします。
- (1) 提示割引証が株主ご優待綴から切り離されたもの
 - (2) 株主ご優待綴に対象株主の住所・氏名・所有株式数・株主番号が、提示割引証に有効期間が記載されていないもの
 - (3) 株主ご優待綴に記載された対象株主の住所・氏名・所有株式数・株主番号や、提示割引証に記載された有効期間が、抹消もしくは改竄されているもの、または汚損・破損のため判読できないもの
 - (4) 提示割引証に記載された有効期間が開始前のもまたは終了したものの
 - (5) 当社により発行されたものでないもの

(ご招待サービスの利用)

- 第6条 ご招待サービスは、対象映画館のチケット窓口(一部の対象映画館では改札)において、対象株主またはご家族が、有効な映画ご招待券を提示したときに、対象株主、ご家族、対象株主またはご家族のご同伴者に限り利用することができますものとします。
2. 映画ご招待券は、大人、小人にかかわらず1名の方の1回の上映当たり、1枚を要するものとします。

3. 対象映画館の係員は、提示された映画ご招待券を株主ご優待綴から切り離し、入場手続を取るものとします。なお、入場手続に際して、対象映画館の係員が、持参者が対象株主ご本人またはご家族であることを確認させていただく場合があります。
4. (1) ご招待サービスは、以下の場合はご利用することはできません。 ①公開初日から最初に到来する日曜日(祝日日が連続する場合はその祝日)までの期間(この期間を「入場制限期間」という場合があります。)、ただし、当社が特定の対象映画館についてはこの制限を適用しない旨を定めた場合は当該対象映画館に関してはこの制限なくご利用いただけます。 ②特別興行 ①特別料金興行 ②先行上映 ③舞台挨拶等のある上映回 ④貸切 ⑤配給会社等からの要請によりご招待サービスの対象としない上映
5. 通常料金興行の3D作品・odessa EDITION(以下「特別音響上映」といいます。)は追加料金をご負担いただくことでご利用できるものとします。
6. ご招待サービスでは、インターネットによる座席予約サービスはご利用になりません。
7. ご招待サービスでは、有料入場者を対象とした入場者特典等の提供はできません。
8. ご招待サービスをご利用される場合においても、行政指導、業界団体による自主規制など、有料入場の場合と同様の入場制限が適用となります。
9. 前各項のほか、ご招待サービスのご利用については、株主ご優待綴または「株主優待のご案内」に記載される制約事項、および対象映画館が個別に定めるご入場者の皆様には遵守いただくルール(例えば途中入場の可否など)があります。

(対象映画館での割引サービスの利用)

- 第7条 対象映画館での割引サービスは、対象映画館のチケット窓口(一部の対象映画館では改札)において、対象株主またはご家族が、有効な提示割引証を提示したときに、対象株主、ご家族、対象株主またはご家族のご同伴者に限り、1回につき提示割引証のご提示1回・1名の方のみ利用することができるとします(ご同伴者のみご利用はできません。)、ただし、300株以上ご所有の対象株主またはご家族が、お手持ちの複数の提示割引証を同時にご提示いただいた場合は、1回の上映であっても当該提示枚数分の割引サービスを同時にご利用いただけるものとします。
2. ご利用料金は、通常料金興行の場合は1,100円、通常料金興行の3D作品・「特別音響上映」につきましては、追加料金の負担でご鑑賞いただけます。また、特別料金興行の場合やBOXプレミアムシートは個別に設定する株主様特別価格とします。
3. 映画館での割引サービスは、以下の場合はご利用することはできません。 (1) 貸切 (2) 配給会社等からの要請により割引サービスの対象としない上映
4. 映画館での割引サービスは、対象映画館のチケット窓口でのみご利用いただけるものとし、インターネットによる座席予約および各種プレイガイドでのチケットの購入はできません。
5. 映画館での割引サービスをご利用される場合においても、行政指導、業界団体による自主規制など、通常料金興行の場合と同様の入場制限が適用となります。
6. 前各項のほか、映画館での割引サービスのご利用については、株主ご優待綴または「株主優待のご案内」に記載される制約事項、および対象映画館が個別に定めるご入場者の皆様には遵守いただくルール(例えば途中入場の可否など)があります。

(映画館以外での割引サービス等の利用)

第8条 映画館以外での割引サービス等の利用については、「株主優待のご案内」に記載の通りとします。

(利用停止措置等)

- 第9条 株主ご優待綴(対象映画館のチケット窓口で引換えたチケットを含みます)が、金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、有償譲渡されたものもしくは有償譲渡の対象物として出品されたものであることが明らかとなったとき、またはご家族以外に無償譲渡されたものであることが明らかとなったときは、対象施設は本サービスの利用をお断りすることができるものとします。
2. 対象株主または対象株主から株主ご優待綴(対象映画館のチケット窓口で引換えたチケットを含みます)を無償譲渡された者が、金券ショップ、ネットオークションなど、その方法の如何を問わず、株主ご優待綴を有償譲渡し、または有償譲渡の対象物として出品したとき、および対象株主またはご家族が株主ご優待綴(対象映画館のチケット窓口で引換えたチケットを含みます。)をご家族以外に無償譲渡したことが明らかとなったときは、当該対象株主は、本約款に反する行為を行ったものとして、次回の株主ご優待綴発行時以降、本サービスを利用する権利を失うものとします。
3. 当社は前項の場合、当該株主に対し、以降一切の株主ご優待綴の発行を停止する措置を取ることができるものとします。
4. 前項の場合、当社は当該株主に対し、次回の株主ご優待綴発行時以降、本サービスを停止する措置を行います。
5. 当社は、本条各項の措置により生じた株主の不利益について一切の責任を負わないものとします。
6. 対象株主、ご家族、対象株主またはご家族のご同伴者が、営業に著しく支障が生じる対象施設が判断する迷惑行為を行い、対象施設が当該行為者に対し当該行為の即時停止を要請したにもかかわらず当該行為者がこれに応じなかった場合は、対象施設は当該行為者に対し対象施設からの即時退去を要請することができ、当該行為者は対象施設から即時退去しなければならないものとします。この場合、当該行為者が対象施設による即時退去要請に応じないなど当該行為者による迷惑行為が悪質で繰り返される可能性が高いと対象施設が判断した場合は、当該対象施設は当該行為者に対する本サービスの利用を以降一切お断りすることができるものとします。

(免責事項)

第10条 運営上の都合または天災等の予期せぬ障害により優待制度の全部または一部の提供を停止もしくは中断する場合があります。この場合により受ける株主の不利益につきましては、当社は一切の責任を負わないものとします。

(雑則)

- 第11条 本約款は、予告なく変更される場合があります。この場合、当社は対象株主に対し、変更内容または変更後の約款を速やかに通知するものとします。
2. 本約款は、当社ホームページ(https://www.theatres.co.jp/)上に掲出します。
3. 第1項後段にかかわらず、前項のホームページ上への変更内容または変更後の約款の掲出をもって通知に代えることができるものとします。

以上